

公証人に対し、官公署の作成した印鑑に関する證明書又は署名用電子證明書等（電子署名等）係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子證明書その他の電磁的記録であつて法務省令で定めるものをいう。第三十二条第三項において同じ。）を提供する方法その他の法務省令で定める方法により、嘱託人が本人であることを明らかにしなければならない。（通訳人）

第二十九条 公証人は、嘱託人が日本語に通じない場合又は嘱託人が聴覚、言語機能若しくは音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることが困難であり、かつ、当該嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合若しくは当該嘱託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、通訳人に通訳をさせなければならない。（証人）

第三十条 公証人は、嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合又は嘱託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、証人を立ち会わせなければならぬ。（映像等の送受信による通話の方法による通訳等）

第三十一条 前二条の場合において、公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところに認めたるときは、証人を立ち会わせなければならぬ。（証人による公正証書の作成）

第三十二条 公正証書の作成の嘱託は、代理人によつてすることができる。（証人による公正証書の作成）

2 前項の規定による認証は、法務省令で定める（代理人による公正証書の作成の嘱託）

3 前項の書面又は電磁的記録が第五十二条第一項の規定による認証を受けていない私署証書又は第五十九条第一項の規定による認証を受けてはならない。

前項の書面又は電磁的記録が第五十二条第一項の規定による認証を受けていない私署証書又は第五十九条第一項の規定による認証を受けてはならない。

いない電磁的記録であるときは、公証人は、当該書面又は電磁的記録のほか、官公署の作成した印鑑若しくは署名に関する證明書又は署名用電子證明書等を提供させなければならない。たゞ、当該書面又は電磁的記録が真正であることが公証人の保存する書面又は電磁的記録から明らかであるときは、この限りでない。（通訳人等について規定の準用）

第三十三条 第二十九条から第三十一条までの規定は、前条第一項の規定による嘱託をした代理人について準用する。（第三者の許可等があつたことの證明）

第三十四条 公証人は、第三者の許可又は同意を得なければならぬ行為について公正証書を作成するには、法務省令で定めるところにより、その許可又は同意があつたことを証する書面又は電磁的記録を提供させなければならない。（通訳人等の選定等）

第三十五条 通訳人及び証人は、嘱託人（代理人）によって嘱託された場合にあつては、その代理人（第三十七条第二項、第四十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）が選定しなければならない。

2 証人は、通訳人を兼ねることができる。
3 次に掲げる者は、証人となることができない。

一 未成年者
二 第十四条各号に掲げる者
三 嘱託事項について利害関係を有する者
四 嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者
五 嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助人、被用者又は同居人

六 公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同居人又は書記（書面又は電磁的記録による公正証書の作成）
七 公証人は、第二十八条又は第三十二条の規定による嘱託があつた場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める（書面又は電磁的記録をもつて公正証書を作成するもの）をもつて公正証書を作成するものとす

る。
一 次号に掲げる場合以外の場合（電磁的記録）
二 電磁的記録をもつて公正証書を作成する場合につき困難な事情がある場合（書面）

（証人による公正証書の作成）

（公正証書の記載又は記録の方法）

第三十七条 公証人は、公正証書を作成するには、その聽取した陳述、その目撃した状況その他の自己の実験した事実及びその実験の方法を記載し、又は記録しなければならない。

（公証人が通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせた場合にあつては、嘱託人及び当該通訳人又は当該証人）をいう。第四十条第一項、第三項及び第五項、第五十二条第二項並びに第五十三条第四項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場合にあつては、当該他の嘱託人に異議がないとき限る。

2 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（嘱託人又は当該証人）を指定する。（公証人が通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせた場合にあつては、嘱託人及び当該通訳人又は証人を立会わせた場合にあつては、嘱託人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、前項の事実の実験を行うことができる。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場合にあつては、当該他の嘱託人に異議がないとき限る。

3 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、前二項に規定する行為をし、又はこれをさせる旨（第二項の規定により通訳人に通訳をさせた場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該公正証書について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

4 公証人は、第一項の承認を得たときは、その旨（第二項の規定により通訳人に通訳をさせた場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該公正証書について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 電磁的記録をもつて公正証書を作成する場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものであることを示すために講ずる措置であつて、当該公正証書が改変されているかどうかを確認することができる等当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

2 公証人は、当該公正証書が指定公証人の作成に係るものであることを示すために講ずる措置として、当該公正証書が改変されているかどうかを確認することができる等当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

3 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

4 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

5 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

6 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

（添付書面等の引用）

第三十九条 公証人は、法務省令で定めるところにより、公正証書に他の書面又は電磁的記録を引用し、かつ、これを添付することができる。（公正証書の記載又は記録の正確なことの承認等）

第四十条 公証人は、法務省令で定めるところにより、公正証書に記載され、又は記録された事項の証明等

（添付書面等の引用）

第四十一条 公証人は、嘱託人に対する印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定により公正証書（書面をもつて作成されたものに限り）に印紙を貼用させなければならない。

（添付書面等の引用）

第四十二条 嘱託人、その承継人又は利害関係を有する第三者は、公証人に対する印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定により公正証書（書面をもつて作成されたものに限り）に印紙を貼用させなければならない。

（添付書面等の引用）

第四十三条 公証人は、その作成した公正証書を、列席者に読み聞かせ、又は閲覧させ、列席者から電磁的記録をもつて作成された場合にあつては、

らその記載又は記録の正確なことの承認を得なければならない。

2 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（嘱託人又は当該証人）を指定する。（公証人が通訳人に通訳をさせ、又は証人を立会わせた場合にあつては、嘱託人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、前項の事実の実験を行うことができる。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場合にあつては、当該他の嘱託人に異議がないとき限る。

3 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、前二項に規定する行為をし、又はこれをさせる旨（第二項の規定により通訳人に通訳をさせた場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

4 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

5 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

6 公証人は、当該公正証書が指定期間内に改変される場合にあつては、その旨を含む。）を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができる。

（添付書面等の引用）

第三節 公正証書に記載され、又は記録された事項の証明等

（添付書面等の引用）

第四節 公正証書の記載又は記録の正確なことの承認等

（添付書面等の引用）

六条の規定は第一項又は第三項の規定による認証に係る附屬書類について、それぞれ準用する。
(私署証書の宣誓認証)
 第五十三条 公証人は、前条第一項の規定により私署証書に認証を与える場合において、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人に当該私署証書の記載が真実であることを宣誓させた上、当該私署証書に署名させ、若しくは押印させ、又は当該私署証書に署名若しくは押印をしたことを確認させたときは、その旨を当該私署証書に記載してこれを認証しなければならない。

2 前項の規定による認証の嘱託は、私署証書二通を提出してしなければならない。
 3 第一項の規定による認証の嘱託は、前条第五項において準用する第三十二条第一項の規定にかかるらず、代理人によつてすることができない。
 4 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかるらず、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同項に規定する行為をさせることができる。
 5 公証人は、第一項の規定による記載をした私署証書のうち一通を自ら保存し、他の一通を嘱託人に還付しなければならない。
 6 第四十二条、第四十三条（第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）及び第四十六条の規定は、前項の規定により公証人の保存する私署証書について準用する。（認証を与える私署証書等の記載事項）
第五十四条 前二条の規定により認証を与える私署証書又はその謄本には、公証人が、法務省令で定めるところにより、第五十六条第二項第一号の登簿番号、認証の年月日及びその場所その他法務省令で定める事項を記載した上、当該公証人及び証人が署名押印しなければならない。この場合において、当該公証人は、当該私署証書又はその謄本と認証簿とに契印をしなければならない。（過料）
第五十五条 私署証書の記載が虚偽であることを知つて第五十三条第一項に規定する宣誓をした者は、十万円以下の過料に処する。

(認証簿の調製)
第五十六条 公証人は、認証簿を調製しなければならない。
 2 認証簿には、次に掲げる事項を記録しなければならない。
 一 登簿番号
 二 嘴託人の住所及び氏名（嘱託人が法人であるときにおける名称）
 三 私署証書の種類及び署名又は押印をした者
 四 認証の方法
 五 証人の住所及び氏名
 六 認証の年月日
 七 その他法務省令で定める事項
第二節 定款の認証
(定款の認証の事務を取り扱う公証人)
第五十七条 会社法第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十三条及び第五十五条の規定による定款の認証の事務は、法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に所属する公証人が取り扱う。

(書面の定款の認証)
第五十八条 前条の定款（電磁的記録をもつて作成されたものを除く。以下この条において同じ。）の認証の嘱託は、定款一通を提出してしなければならない。
 1 公証人は、前項の定款の認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人が当該定款に署名又は記名押印をしたことを当該嘱託人（代理人によつて嘱託された場合にはあつては、当該嘱託人又はその代理人）に確認させ、当該定款にその旨を記載しなければならない。（認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認するに足りる情報の保存等）
第六十条 指定公証人は、法務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により認証を受けた電磁的記録の内容が虚偽であることを知つて前項の宣誓をした者は、十万円以下の過料に処する。（認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認するに足りる情報の保存等）
第六十一条 指定公証人は、法務大臣又は法務省令で定める措置を講じた上で、前項の規定による認証を受ける。

第二前項の規定により保存された電磁的記録に記録された情報と同一の情報の提供の請求
 1 前項第二号の情報の提供は、法務省令で定めるとところにより、同号の電磁的記録の内容を証する書面の交付をもつてすることができる。
(電磁的記録の認証等)
第五十九条 指定公証人は、電磁的記録に認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、前項第二号の情報の提供は、法務省令で定めるとところにより、同号の電磁的記録の内容を証する書面の交付をもつてすることができる。
第三節 電磁的記録の認証等
(電磁的記録の認証等)
第六十二条 第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第四十六条の規定は、第五十九条第一項の規定による認証に係る附屬書類について準用する。

第六十三条 公証人疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルコトヲ得
 公証人前項ニ依リ代理ヲ嘱託シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ其ノ所属スル法務局又ハ地方法

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日